

墨田区監査委員公告第 1 号

平成30年度定期監査（第2回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年5月27日

墨田区監査委員	長谷川 昌 伸
同	福 島 優 子
同	寺 田 政 弘

平成30年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあつた。</p> <p>(ア) 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p>a 収入事務の私人への委託で、委託に伴う告示及び証書の交付に係る起案文書がないものがあつた。(国保年金課)</p> <p>b 事業実施の起案文書がないものがあつた。(子ども施設課)</p> <p>c 起案文書に事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあつた。(スポーツ振興課、保健計画課)</p> <p>(イ) 事案の決定手続が誤っていたもの</p> <p>a 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあつた。(スポーツ振興課)</p> <p>b 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあつた。(総務課、国保年金課、オリンピック・パラリンピック準備室、生活福祉課、高齢者福祉課、子ども施設課、都市計画課、建築指導課、防災課、環境保全課)</p>	<p>a 直ちに起案を作成し、告示の手続きを行った。次年度以降は、適正な事務処理を行うよう、職員への周知徹底を図つた。</p> <p>b 今後は事業実施起案の作成を確認し、保管に注意することを徹底する。</p> <p>c 押印がなかつた起案には、決定権者の押印を受けた。今後はこのようなことがないように、職員に対して事案の決定手続がそれぞれの段階で適正に行われていることを逐次確認するよう周知徹底した。</p> <p>a 訂正処理をした。今後はこのようなことがないように墨田区事案決定規程の確認を徹底する。</p> <p>b 部長決定に訂正を行った。墨田区事案決定規程に基づいた適正な処理を行うよう確認を徹底する。</p>

イ 特殊勤務手当で、勤務を要しない日に支給されているものや対象業務に従事していない日に支給されているものがあった。  
(生活福祉課、障害者福祉課)

イ 誤支給のあった特殊勤務手当については、承認取消を行い返還した。今後は、勤務を要しない日に手当を支給することがないよう、承認関与者による確認を徹底する。

平成30年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 適正な事務処理に向けた取組について</p> <p>不適正な事務については、毎年、定期監査結果報告書により改善を求めており、一部の事務において改善の兆しが見えつつあるが、今回の監査においても依然として指摘事項に挙げた事案の決定手続が確認できないもの、誤っていたものをはじめとした、基本的な事務処理上の誤りが散見された。</p> <p>その中でも特に、休暇等の申請や旅行命令に関するもの、また予算執行における現金出納等に関するものなどについては多数の課で誤りが生じており、未だに十分な改善が図られていない状況である。</p> <p>これらの不適正な事務の要因については、申請者本人、事務担当者及び管理監督者の責任だけではなく、システム上のガイダンスや運用のためのマニュアルの不備も一つの要因と考えられることから、運用元である各所管課においても適時適切に修正を行い、その旨の周知・啓発を行うなど、より具体的な改善に向けた取組を強く求めるものである。</p> <p>また当然のことながら、職員の一人ひとりが同じミスを繰り返さないよう十分に注意を払うと同時に、管理監督者を中心とした組織全体での適正な事務の推進について、一丸となって取り組むよう努められたい。</p> <p>そのほか、今年度区において職員の意識啓発・向上を目的とした</p>	<p>(1) 適正な事務処理に向けた取組について</p> <p>現金出納等の記帳に関するマニュアルについては、「会計事務の手引」に掲載しているが、間違いやすい箇所等について、より具体的な記入例を示すなど、現在、掲載内容の修正作業を進めている。</p> <p>また今回の監査結果を受け、金銭出納に係る金銭会計事務について、各課がチェックシートに基づき自己点検を行い、会計管理室に対しその結果を報告させることとした。</p> <p>休暇等の申請や旅行命令に関する不適正な事務については、ガイダンスの内容を改善すべく、申請者の軽微な入力ミス等を防止するためのシステム改修を早急に行い、また、各課に改めて通知し、指導・徹底を図っていく。</p> <p>平成31年度は、内部統制に関する基本方針の策定を予定しており、より適正な事務の推進を図っていく。これに加えて研修等の有意義な取組も継続しながら、組織全体での適正な事務処理と職員の意識改革・資質向上に取り組んでいく。</p>

「ヒューマンエラー対応研修」を管理監督者に対し実施したとのことだが、このような有意義な取組を今後も継続して行うなど、職員の資質向上を図りより質の高い行政サービスの提供に努められるよう期待する。

## (2) 借用動産整理簿の管理について

リース契約に基づき使用する借用動産(使用のために保管する区の所属に属さない動産)については、平成28年4月1日付けの墨田区物品管理規則の一部改正に伴い、各課の物品出納員が借用動産整理簿を整備し、適正に管理することとされている。

その整備状況については、平成28年度定期監査(第2回)において確認・是正指導し、適正な管理が行われるよう監査委員意見を述べたところである。

今回の監査においては、新たにリース契約された借用動産について借用動産整理簿に漏れなく記載されているかどうかを確認したが、約3割の課において記載の不備が見受けられ、適正に管理されているとは言えない状況であった。

借用動産は区が直接保有する資産ではないが、それからもたらされる経済的利益を実質的に享受することができる財産であることから、区が保有する物品と同様に管理する必要がある。

また、借用動産のうち、リース期間が1年を超え、契約1件当たりの契約総額が300万円を超えるもので、かつ契約終了後に区の所有になるものについては、区の「地方公会計制度に基づく財務書類」において、資産(固定資産)として計上しているところである。

「地方公会計制度に基づく財務書類」は、これまでの予算・決算などの会計情報に含まれていなかった資産や負債などの要素も含

## (2) 借用動産整理簿の管理について

借用動産については、平成28年4月1日より区が保有する物品と同様に管理することとしていることから、使用する借用動産を正確に把握し、適正に管理することが必要である。そのためには、「地方公会計制度に基づく財務書類」において固定資産として計上する借用動産はもとより、すべての借用動産を漏れなく借用動産整理簿に記載することとして、平成28年4月及び平成29年2月に借用動産の管理に関する通知を行ってきたが、今回の指摘を受け、平成31年4月1日付けで再度通知を行い周知徹底を図った。

また、より実効性を高めるため、金銭会計事務と同様に、借用動産整理簿の整備状況を含めた物品管理事務について、各課がチェックシートに基づき自己点検を行うこと、またその結果を会計管理室に報告させることとした。

今後も各課に借用動産の重要性を再認識させ、借用動産整理簿の適正な管理に努めていく。

め、区の財政状況をより多角的に把握することができるものであるから、各課においてもその重要性を認識すると同時に、借用動産整理簿の適正な管理に一層努められたい。

平成30年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その1）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 工事件名                      庁舎リニューアルプランに基づく外壁改修その他工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>「墨田区庁舎リニューアルプラン」には、重点目標として、施設の長寿命化、防災対策の強化、利便性の向上の3項目が掲げられており、本工事の実施にあたっては、これらに基づき、事前に外壁等の経年劣化や耐久性能を調査し、施設の長寿命化を図るための設計が行われた。</p> <p>工事は21か月に及ぶ長期なものであるが、適切に施工管理がなされ、順調に進行していることを実地監査において確認した。</p> <p>今後、公共施設等の維持管理においては、施設改修及び各種設備の更新が発生するが、建設労働者の不足や資材価格の高騰があれば、これらコストの増加は避けられない。特に庁舎には、その有する機能の保持や防災拠点施設としての役割が求められていることから、将来のランニングコストも見据え、リニューアルプランを着実に達成されるよう努められたい。</p>	<p>庁舎機能の保全は、公共サービスの提供や防災面からも重要であり、本プランは、長期的、経営的な視点に基づき、着実に事業を継続していく必要がある。</p> <p>引き続き、人手不足やランニングコストの上昇といった要因に配慮しながら、最新技術の導入による省エネ化を推進し、合わせて区民利用の施設という観点から、工事の進捗に努めていく。</p>

平成30年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その2）

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 工事件名 特別区道墨122号路線整備工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>工事技術調査では特に指摘事項はなかった。</p> <p>なお、改善を要する点として挙げられた縁石工の破損部分については、実地監査において改善が図られていることを確認した。</p> <p>本工事は、道路のバリアフリー化を主とするものであり、来年に控えた東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、さらには超高齢化社会に向けて、本区においても、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりが推進されることを望むものである。</p>	<p>福祉のまちづくりの推進のため、墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画に掲げる道路の他、老朽化した歩道設置路線について既存計画に基づく改修を進め、バリアフリー整備を推進していく。</p>



平成30年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>(イ) 事案の決定手続が誤っていたもの</p> <p>    b 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあつた、(庶務課、指導室、すみだ教育研究所、地域教育支援課)</p>	<p>    b 当該文書を適正な専決区分に是正し、改めて決定した。</p>

平成30年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適正な事務処理に向けた取組について</p> <p>不適正な事務については、毎年、定期監査結果報告書により改善を求めており、一部の事務において改善の兆しが見えつつあるが、今回の監査においても依然として指摘事項に挙げた事案の決定手続が確認できないもの、誤っていたものをはじめとした、基本的な事務処理上の誤りが散見された。</p> <p>その中でも特に、休暇等の申請や旅行命令に関するもの、また予算執行における現金出納等に関するものなどについては多数の課で誤りが生じており、未だに十分な改善が図られていない状況である。</p> <p>これらの不適正な事務の要因については、申請者本人、事務担当者及び管理監督者の責任だけではなく、システム上のガイダンスや運用のためのマニュアルの不備も一つの要因と考えられることから、運用元である各所管課においても適時適切に修正を行い、その旨の周知・啓発を行うなど、より具体的な改善に向けた取組を強く求めるものである。</p> <p>また当然のことながら、職員の一人ひとりが同じミスを繰り返さないよう十分に注意を払うと同時に、管理監督者を中心とした組織全体での適正な事務の推進について、一丸となって取り組むよう努められたい。</p> <p>そのほか、今年度区において職員の意識啓発・向上を目的とした</p>	<p>(1) 適正な事務処理に向けた取組について</p> <p>今回指導・注意を受けた事項については、根拠法令を確認せずに事務を行ったことと、区が規定した正しい手順に沿った事務手続を怠ったことが原因として挙げられる。</p> <p>適正な事務の執行については、根拠のない前例踏襲や個人の記憶による判断で行うのではなく、根拠となる法令や正しい手順に沿って事務処理を行っていくことが重要である。</p> <p>この重要性について、教育委員会事務局の全職員へ周知し、個人と組織の意識改善を行うことで、不適正な事務処理が行われないよう徹底する。</p>

「ヒューマンエラー対応研修」を管理監督者に対し実施したとのことだが、このような有意義な取組を今後も継続して行うなど、職員の資質向上を図りより質の高い行政サービスの提供に努められるよう期待する。

#### (2) 借用動産整理簿の管理について

リース契約に基づき使用する借用動産(使用のために保管する区の所属に属さない動産)については、平成28年4月1日付けの墨田区物品管理規則の一部改正に伴い、各課の物品出納員が借用動産整理簿を整備し、適正に管理することとされている。

その整備状況については、平成28年度定期監査(第2回)において確認・是正指導し、適正な管理が行われるよう監査委員意見を述べたところである。

今回の監査においては、新たにリース契約された借用動産について借用動産整理簿に漏れなく記載されているかどうかを確認したが、約3割の課において記載の不備が見受けられ、適正に管理されているとは言えない状況であった。

借用動産は区が直接保有する資産ではないが、それからもたらされる経済的利益を実質的に享受することができる財産であることから、区が保有する物品と同様に管理する必要がある。

また、借用動産のうち、リース期間が1年を超え、契約1件当たりの契約総額が300万円を超えるもので、かつ契約終了後に区の所有になるものについては、区の「地方公会計制度に基づく財務書類」において、資産(固定資産)として計上しているところである。

「地方公会計制度に基づく財務書類」は、これまでの予算・決算などの会計情報に含まれていなかった資産や負債などの要素も含

#### (2) 借用動産整理簿の管理について

借用動産整理簿については、規則の一部改正に伴い、適正に整備及び管理することが定められたにもかかわらず、それを怠ったため指導・注意を受けた。

このことは、規則の一部改正の理解が不足していたことや、事務マニュアル等に基づく事務執行が徹底されていなかったことが原因として挙げられる。

事務を執行するうえで、根拠となる法令やマニュアルを正しく理解し実行することの重要性を改めて周知する。

め、区の財政状況をより多角的に把握することができるものであるから、各課においてもその重要性を認識すると同時に、借用動産整理簿の適正な管理に一層努められたい。